

モンゴル法律最新情報 第8号 (2017年5月16日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会のご協力で、大正法律事務所（岡英男弁護士）・De Jure Partners LLP 法律事務所（バトバヤル弁護士）による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発刊することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回～2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

【新法律】

●個人所得税法改正(2017年4月14日)

2017年3月24日、モンゴル政府は個人所得税法改正法案を国会に提出した。現在モンゴルの経済状況は悪化しており、モンゴルは国際通貨基金（IMF）の拡大信用供与措置（EFF）を提供されることになったため、いくつかの税法を改正し、税率を増加させると決めた。その上で、2017年4月14日に国会は個人所得税法改正法を制定した。改正の主な内容は以下のとおりである。

1. 個人預金利子税

旧個人所得税法の16条1項16号により、モンゴル国民の銀行預金は、預金額・期間により利子税を免除されていたが、個人所得税法改正で削除された。

2017年5月1日から、預金額、期間、国籍にかかわらず、預金利息に10パーセントの所得税が課せられる。

2. モンゴル国の非居住者である納税者のモンゴル地域に得た収入税金

モンゴル国の非居住者である納税者とは、モンゴルに住所がなく、その年に183日以上期間モンゴルに居住しなかった個人をいう（個人所得税法7条1項）。

2018年1月1日から、非居住者がモンゴル国内で得た収入に対して、20パーセントの個人所得税が課せられることとなった。

3. 個人所得税率

2018年1月1日から、モンゴル国の居住者である納税者（すなわち、（ア）モンゴル国民、（イ）モンゴルに住所があり、その年に183日以上期間モンゴルに居住した個人）の給料・報酬・それらに類する収入に対し、個人所得税改正法17条に定めた方法で計算した1年間の収入額に応じて、以下の税率で個人所得税が課せられる。

	税金課せられる一年収入額/トグルク/	税率
1	18 000 000MNT まで	10%
2	18 000 000MNT から 30 000 000MNT まで	1 800 000 MNT に 18 000 000 MNT 以上額の 15 % を加える
3	30 000 000MNT から 42 000 000MNT まで	3 600 000 MNT に 30 000 000 MNT 以上額の 20% を加える.
4	42 000 000MNT 以上	6 000 000 MNT に 42 000 000 MNT 以上額の 25% を加える.

4. 利息収入に対する課税

2017年5月1日から、モンゴル国民が外国で得た預金利息収入に対し、10パーセントの税金が課せられる。なお、モンゴル国と租税条約を締結した国については、同条約で税率を定める。

●特別税法改正(2017年4月14日)

特別税法についても、上述の国際通貨基金（IMF）の拡大信用供与措置（EFF）の提供に伴い改正された。アルコールやタバコの特別税、輸入タバコの輸入税、自動車税の増税が含まれている。

たとえば、2017年5月1日以降、輸入タバコの税率は5パーセントから30パーセントに増税される。ハイブリッド車、電気自動車、液化ガス自動車について、旧特別税法では特別税は課せられていなかったが、法改正で50パーセントの税金が課せられる。

その他の自動車についても、製造年、輸入年や排気量に応じ、40パーセント～250パーセントまで特別税金が増税された。

【モンゴル法の注意点】

労働問題の2回目です。モンゴルにおいて労働法の規制は思ったより厳しかったり、日本で認められていることが認められていなかったり、日本と概念が異なる点が多く注意が必要です。

今回は、「労働力輸出・外国からの労働力や専門家の採用に関する法律」（2001）が定める、外国人労働者の雇用について概説します。モンゴルで日本人を雇用する場合、一定人数のモンゴル人を雇用しなければなりません。また、モンゴルで日本人を雇用する企業は、最低賃金規制が強化されます。

●外国人労働者比率

モンゴルで外国人労働者を雇用する場合、その外国人の数に応じたモンゴル人労働者を雇用する必要がある。具体的な外国人比率については、毎年、その前年の閣議決定で定められている。2016年に比べ、2017年の規制は比率が若干変動している。

●雇用できる外国人の数

外国人比率は、業種や従業員数に応じて10%～75%の幅があるが、従業員15人～30人までの例で見れば、農業が10%、繊維業が20%、機械等のメンテナンスが10%、建設業が10%、卸売・小売業が10%、自動車等のメンテナンスが10%、ホテル業が15%、旅行業が10%、個人サービス業が10%といった内容になっている。

また、2016年には、15人未満（すなわち14人以下）の雇用者は、1人の外国人を雇用できると定めていたが、2017年には、5人～15人未満の雇用者は、1人の外国人を雇用できる旨変更されている。4人以下しか雇用していない使用者が外国人を雇用できるかどうかは不明確だが、条文を率直に読めば0人（雇用できない）ということになるであろう。零細事業者については、厳しい規制となっている。

●外国人労働者比率に参入される者、されない者

日系企業との関係では、日本人がモンゴルの現地法人等に異動して勤務する場合などが多いのではないかと思われる。日本人がモンゴルで勤務する場合、モンゴルの現地法人との間で労働契約を締結するのであれば、当然に、外国人比率の規制が適用される。

では、以下の場合はどう考えるか。1. モンゴル法人の役員として日本人が赴任する場合、2. 日本からの出張として日本人が赴任する場合、3. 比率を下げるためにモンゴル人非常勤職員を多数雇用する場合。それぞれ検討してみる。

1. モンゴル法人の役員として日本人が赴任する場合

この場合、会社役員であるから、そもそも労働者ではないのではないかと考えられる（使用者）。したがって、労働力輸出・外国からの労働力や専門家の採用に関する法律に規定する外国人労働者比率や、労働許可の問題とも無関係である。

したがって、外国人比率規制の適用外であると考えられる。

2. 日本からの出張者として日本人が赴任する場合

労働契約が労働者と日本法人との間で締結されている場合、モンゴル法人との関係では当該労働者は労働契約関係にないようにも見える。しかし、賃金がモンゴル法人から支払われているような場合、実質的にモンゴル法人が雇用する労働者とみなされて外国人比率のカウントの対象となる可能性もある。

結局は、契約の実体を見て判断するしかない。労働契約の本質的要素は、労務提供とその対価としての賃金支払いであるが、労務提供先は使用者の都合で変更されることがある。しかし、通常、賃金は使用者が支払う。したがって、特に賃金の支払が誰によってなされているかを中心に検討することになる。賃金がモンゴル法人を通じて支払われていることは、労働者性を肯定する方向に働く要素である。また、この場合には、就労ビザのない不法就労ではないかという問題も生じてくる。逆に、賃金の支払いが日本法人において日本国内でなされていることは、労働者性を否定する方向に働く要素である。日本法人の業務の一環としてモンゴル法人に労務提供していたといえるのであれば、外国人比率のカウントから除外されると考えられる。

3. 外国人比率を低下させる目的で、モンゴル人を非常勤職員として雇用する場合

外国人比率の規制においては、非常勤・常勤で区別はされていない。したがって、非常勤職員であっても、モンゴル人労働者としてカウントできる。外国人比率を低下させるために非常勤職員を雇用することも可能なように思われる。ただし、法律上、非常勤職員を認める余地が非常に限定されていること（前回参照）、最低賃金の支払義務があること（しかも通常の2倍となる。後述）、社会保険の支払義務があること、その他労働法等が定める義務が生じることなど、問題も多い。

●外国人労働者比率を遵守しない場合

外国人労働者の雇用と就労ビザの発給、所得税・社会保険の支払はリンクしているので、外国人労働者比率を遵守していなければ、ビザが発給されない。

また、これらの比率遵守に関連して、当局の事前許可を得なかったような場合、罰金が課せられる。

●外国人雇用企業における最低賃金

外国人労働者を雇用している企業は、最低賃金の2倍の金額が最低賃金となる（労働力輸出・外国からの労働力や専門家の採用に関する法律9条2項）。

※なお、最低賃金額は、2017年1月1日以降、改定されている（2016年4月1日付け労働・社会協議三者委員会指令）。それによれば、時給1428.6MNT、月給240,000MNT。したがって、外国人雇用企業においては時給2497.2MNT、月給480,000MNTが最低賃金となる。

—次号に続く—（岡英男）

【日本人弁護士による日本企業支援のご案内】

在モンゴル日本大使館では、昨年度に引き続き、平成29年度においても大使館内にて日本人弁護士による日本企業支援を実施致します。

具体的には、当地で活動中或いは当地での事業開始を検討している日本企業に対し、月1回、1週間（5営業日）10時から16時の間（昼休憩13時～14時除く）、日本人弁護士による無料法律相談サービスを以下のとおり提供させていただきます。

法律相談にお越しの際は事前に「在外公館における無料コンサルティング利用規約兼承諾書」の内容をご確認いただき、相談日当日に承諾書に署名、捺印をお願いしたいと思いますので、予めご承知おきください。

【日本人弁護士による日本企業支援（無料法律相談）】

5月16日（火）14時～16時、17日（水）10時～13時、18日（木）、19日（金）、22日（月）、23日（火）10時～16時（昼休憩時間の13時～14時除く）

来月以降のスケジュール

6月13日（火）～16日（金）、19日（月）

7月3日（月）～7日（金）

8月21日（月）～25日（金）

9月13日（水）～15日（金）、19日（火）、20日（水）

10月19日（木）～25日（水）

11月9日（木）、10日（金）、13日（月）～15日（水）

12月11日（月）～15日（金）

お気軽にご相談ください。たくさんのご利用をお待ちしています。

【著者のご紹介】

●岡 英男

資格等：弁護士（日本）、外国弁護士（モンゴル）、神戸学院大学非常勤講師、中小企業基盤整備機構「国際化支援アドバイザー」、発明推進協会「模倣被害対策アドバイザー」、京都大学法務博士

所 属：大正法律事務所（代表弁護士） <http://www.taisho-law.com/>

住 所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電 話：06-6586-6109

●サランゲレル・バトバヤル（Sarangerel BATBAYAR）

資格等：弁護士（モンゴル）、モンゴル国立大学専任講師（会社法ほか）、元モンゴル国立法律研究所政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所 属 : De Jure Partners LLP (デ・ジュール・パートナーズ LLP、Өмгөөллийн “Де Юре
Партнерс” ХХН) (パートナー)

住 所 : Mongolia、Ulaanbaatar、Chingiltei district、1st Khoroo、Raash bulag 505

電 話 : 976-88075852

【お問い合わせ等】

- このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス : okahideo@infoseek.jp

- このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にしていただくためのものです。
正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

- モンゴル日本商工会、大正法律事務所（岡英男）および De Jure Partners LLP（バトバヤル）は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。